

『小型移動式クレーン運転技能講習』のご案内

小型移動式クレーンの運転業務に従事する場合は、労働安全衛生法に基づく資格が必要です。つり上げ荷重 1 トン以上5トン未満の小型移動式クレーンは、当該技能講習修了者であれば、運転ができます。

当協会では、小型移動式クレーン運転業務に従事できる資格取得と当該作業における労働災害防止を図るため、作業の基本的な知識・技能を身につけて頂くことを目的に下記のとおり講習会を開催致します。

1. 実施日

回	日 程	回	日 程
第1回	2024年 5月23日～25日(木～土)	第3回	2024年 9月 9日～11日(月～水)
第2回	2024年 8月 1日～ 3日(木～土)	第4回	2025年 3月 5日～ 7日(水～金)

2. 会場

福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場（北九州市戸畑区中原46-1）

3. 講習内容

	科 目	時 間	
1日目	小型移動式クレーンに関する知識	6時間	8:30～
	関係法令	1時間	
2日目	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	3時間	8:15～
	小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	3時間	
	小型移動式クレーンの運転のための合図	1時間	
3日目	小型移動式クレーンの運転	6時間	8:15～

※上記内容のほかに、2日目に学科試験、3日目に実技試験があります。

4. 受講料・テキスト代（消費税10%を含む）

（単位：円）

受講区分		講習時間	受講料	テキスト代	合 計
A	クレーン・デリック運転士免許、揚貨装置運転士免許を受けた者、床上操作式クレーン運転技能講習、玉掛け技能講習を修了した者	16時間	税込み 37,400 (税抜き 34,000)	税込み 1,705 (税抜き 1,550)	税込み 39,105 (税抜き 35,550)
B	上記以外（全科目受講）の方	20時間	税込み 41,800 (税抜き 38,000)		税込み 43,505 (税抜き 39,550)

5. 免除科目

上記、受講区分A（講習時間16時間）の免除科目は、
「小型移動式クレーンの運転のための合図」1時間、
「小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識」3時間となります。

6. 受講資格：年齢 満18歳以上

7. 申込み方法及び受講料等のお支払いについて

※受講申込み前に必ず講習会の空き状況を事務局までお問い合わせください。

事務局：八幡労働基準協会

住 所：〒805-0058 北九州市八幡東区前田 1520-16

ミドリ安全北九州(株)2階

TEL：093-661-5288 FAX：093-661-5299

申込手順の詳細については、八幡労働基準協会ホームページに掲載の

「[技能講習 受講申込方法（No.1～8）](#)」に記載していますので、そちらを必ず
ご確認の上、手順に従って、申し込みください。

なお、キャンセル発生時には、キャンセル料を頂きますので、ご了承ください。